



熊本県公報

号外 第 10 号
平成 27 年 3 月 25 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1

告 示

熊本県告示第 306 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 27 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字柿ノ詰 4283番2地先から 同所 4329番3地先まで	127.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成 27 年 3 月 25 日

熊本県告示第 306 号の 3

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 27 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	267号	人吉市大字西大塚町字高仁田 3380番1地先から 同所 3380番2地先まで	108.3	国道改
		人吉市大字西大塚町字高仁田 3363番1地先から 同所 3376番46地先まで	480.0	

2 供用を開始する期日 平成 27 年 3 月 25 日